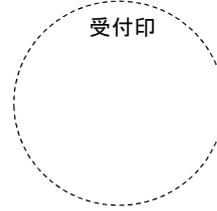


令和6年度低所得の子育て世帯物価高支援給付金 申請書(請求書)

宛て先
さいたま市長 宛て



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、令和6年度低所得の子育て世帯物価高支援給付金(以下「給付金」という。)を申請します。

1. 申請・請求者

記入日			令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所			
		S・H 年 月 日	電話 ()			

- ※ 支給対象者: 基準日(令和6年12月13日)時点で市内在住で、「2. 申請児童」を養育する、次の①～④のいずれかを満たす方。
①世帯員全員の令和6年度住民税が非課税である世帯に属する者(但し、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く)
②低所得のひとり親(児童扶養手当受給者又は公的年金を受給しているために児童扶養手当の支給を受けられない者)
③基準日時点でDV等による避難又は離婚協議中で別居している者であって、①又は②と同等の要件を満たす者。
④基準日以降にひとり親等になった者であって、①又は②と同等の要件を満たす者。

2. 申請児童

これから給付金を申請する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・ 別居の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1				H・R 年 月 日	同居・ 別居	
2				H・R 年 月 日	同居・ 別居	
3				H・R 年 月 日	同居・ 別居	
4				H・R 年 月 日	同居・ 別居	
5				H・R 年 月 日	同居・ 別居	

- ※ 対象児童は次のいずれかです。
・令和6年12月13日時点で申請者が養育する平成18年4月2日から令和6年12月13日までに生まれた児童
・出生時点から申請者が養育する令和6年12月14日から令和7年5月31日までに生まれた新生児
※ 既に支給を受けた児童分については記入しないでください。
※ 市外に居住する児童を養育している方は対象児童の住民票を添付してください。

3. 申請区分

次の該当する申請区分(□)に『✓』を記入してください。

申請区分	
<input type="checkbox"/>	①世帯員全員の令和6年度住民税が非課税である世帯に属する者 ※但し、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く
<input type="checkbox"/>	②低所得のひとり親(公的年金を受給しているために児童扶養手当の支給を受けられない者等)
<input type="checkbox"/>	③基準日(令和6年12月13日)時点でDV等による避難又は離婚協議中で別居している者であって、①又は②と同等の要件を満たす者。
<input type="checkbox"/>	④基準日(令和6年12月13日)以降にひとり親等になった者であって、①又は②と同等の要件を満たす者。
<input type="checkbox"/>	⑤その他()

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

申請児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 申請児童数は、「2. 申請児童」に記入した児童の人数を記入してください。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円です。(例)申請児童数3人の場合：20,000円 × 3人 = 60,000円

5. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 申請者名義の公金受取口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

イ 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	フリガナ 口座名義 (申請者名義に限る。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

ウ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。受取場所は、さいたま市役所子育て支援課又は住民票の属する区の区役所支援課の窓口です。

【誓約・同意事項】

- 給付金の支給要件に該当します。
- 同一児童について給付金を受給済みではありません(受給していた場合には返還します)。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、さいたま市が必要な住民基本台帳情報等の公簿の確認を行うことや前住所地の自治体に給付金の給付状況の照会を行うことに同意します。
- 公簿で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、さいたま市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- さいたま市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年8月29日までに、さいたま市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

『令和6年度低所得の子育て世帯物価高支援給付金 申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(顔写真等のある面のみ)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「5. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

() 『児童の属する世帯の世帯全員の住民票の写し』(※市外に別居する児童を養育している場合に限る。)

※ 本籍:なし、続柄:あり、個人番号:なしのもので、発行から1か月以内のものをご用意ください。

申請区分や所得によって上記以外にも書類の提出を求められることがあります。